

# 入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6、上越市財務規則（昭和46年規則第35号）第146条及び147条の規定に基づき、下記のとおり一般競争入札の執行を公告する。

令和7年12月25日

上越市長 小菅 淳一

記

## 1 概要

- (1) 件名 上越市廃棄物処理施設発電所（上越市クリーンセンター）余剰電力（非バイオマス電力）売却  
(2) 売却場所 上越市大字東中島2963番地  
(3) 売却期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
(4) 内容 本件は、上越市廃棄物処理施設発電所（上越市クリーンセンター）において発電した電力のうち、施設内で使用した後の余剰電力を売却するものである。なお、当該設備がバイオマス発電施設であることから、バイオマス比率に応じて電力をバイオマス電力と非バイオマス電力に分類し、このうち非バイオマス電力について売却するものである。

## 2 入札参加に必要な資格要件等

入札説明書のとおり

## 3 本公告に関する問合せ先

上越市環境部生活環境課ごみ焼却係

- ・電話 025-526-5111 内線 4122、4123
- ・メール shinkuri@city.joetsu.lg.jp